

(3) お金の管理ややりくりに困ったら

・日常生活自立支援事業

認知症の方の福祉サービスや金銭管理を手伝います。

高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方や、在宅で生活する予定の方と社会福祉協議会が契約を結び、本人の意思決定を支援し、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理の支援を行っています。

費用は、1回（1時間程度）の利用で、1,200円と生活支援員の交通費実費がかかります。生活保護を受けている方は無料です。

問合せ先 北海道地域福祉生活支援センター（北海道社会福祉協議会）

TEL 011-290-2941

*** 制度の説明をご希望の方は、函館市成年後見センター（TEL 23-2600）でも対応できます**

・成年後見制度

認知症などで理解力や判断力が不十分な方に代わり財産管理や福祉サービスの利用などについて、本人に代わって契約したりする方（後見人など）を決めることができる制度です。

函館市成年後見センター

判断能力に不安のある方の生活・財産管理に関する困りごとの「相談」や、
成年後見制度の申立に関わる「手続き支援」や
判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する
「市民後見人」の活動支援を行っています。

問合せ先 函館市成年後見センター

若松町33-6 函館市総合福祉センター「あいよる21」2階

TEL 23-2600



何をどこに相談したらよいか困った時には、
函館市地域包括支援センター（裏表紙一覧）へ
ご相談ください。

・消費生活センター

商品・サービスに関する苦情や事業者とのトラブルについての相談、消費生活に関する問い合わせなどを行っています。消費生活専門相談員などが相談を受け、内容によって問題解決の助言や情報提供、場合によっては、あっせんなども行っています。

また、より専門的な相談や、消費生活にそぐわない場合は、その相談内容にあった窓口を紹介します。

相談先 函館市消費生活センター

美原1丁目26-8 亀田支所1階

TEL 83-7441

相談受付時間 午前9時から午後4時まで

休所日 土・日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）



・生活保護制度

生活を維持するためにあらゆる努力をしても、病気になったり、障がいのため働けなくなるなど、様々な理由で、生活費や医療費に困窮している方は下記へご相談ください。

個人の秘密は、法律により固く守られますので、安心してご相談ください。

問合せ先 生活支援課

TEL 21-3285

その電話はサギです！

犯人がよく使うコトバ

△△警察署のXXです

〇〇銀行職員のXXです

令和になり

古いキャッシュカードは
使えない

今からキャッシュカード
を取りに行かせます

高齢者を狙う特殊サギに気をつけてください。

架空料金請求サギ、オレオレサギ、還付金サギなどの被害が後をたちません。

警察や銀行だけでなく市役所や消防をかたるものもあります。

犯人は百戦錬磨！話しが長くなると誰でもだまされる危険性が高くなります。

まずは一旦電話を切って、家族や顔見知りの方、警察に相談してください。

「怪しいな？」と思ったら、
すぐ **110 番！！**

